

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月22日
【会社名】	株式会社 J A L U X
【英訳名】	JALUX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 横尾 昭信
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川3丁目32番42号
【電話番号】	03(6367)8800
【事務連絡者氏名】	財務部長 岡本 孝裕
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川3丁目32番42号
【電話番号】	03(6367)8830
【事務連絡者氏名】	財務部長 岡本 孝裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月19日開催の当社第54回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日:平成27年6月19日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円

総額316,163,275円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 執行役員の選任方法および役割等を明確にするため、現行定款第23条第3項を変更する。

(2) 経営体制の機動的な構築を可能とすべく、執行役員から社長を選任するようにするため、現行定款第13条第2項、第14条、第23条第1項、第4項ないし第6項を変更する。

(3) 社外取締役以外の業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役についても責任限定契約を締結することができるようにするため、現行定款第25条第2項および第32条第2項を変更する。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、横尾昭信、来栖茂実、佐藤正、武井正人、豊島滝三および米本靖英を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、安孫子正行および中野明安を選任する。

(3) 当該決議事項（役員の選任又は解任に関する決議事項の場合は、当該選任又は解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果  
（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	92,051個	116個	0個	(注) 1	可決 (92.17%)
第2号議案	91,946個	223個	0個	(注) 2	可決 (92.07%)
第3号議案	(注) 3				
横尾 昭信	91,950個	238個	0個		可決 (92.07%)
来栖 茂実	91,960個	228個	0個		可決 (92.08%)
佐藤 正	92,007個	181個	0個		可決 (92.13%)
武井 正人	86,492個	5,696個	0個		可決 (86.60%)
豊島 滝三	87,769個	4,419個	0個		可決 (87.88%)
米本 靖英	90,248個	1,940個	0個		可決 (90.37%)
第4号議案	(注) 3				
安孫子 正行	91,902個	286個	0個		可決 (92.02%)
中野 明安	87,267個	4,921個	0個		可決 (87.38%)

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 各決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数には、株主総会前日の平成27年6月18日午後5時30分までに議決権行使書をもって行使された議決権の数（以下、「事前行使議決権数」といいます。）、並びに、当日出席の役員および当社が議決権の行使結果を把握できた大株主の議決権の数を含めています。
5. 賛成比率は、以下の算定式にて算定しています。  
 上記(注)4. 記載の株主の行使した議決権数のうちの賛成の議決権数 ÷ (事前行使議決権数 + 当日出席の株主の議決権数) × 100

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

上記(3) (注)4. 記載の株主の行使した議決権の数の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、それ以外の株主により行使された議決権の数については集計していません。

以 上